$\begin{bmatrix} I-4 & 業務の効率化に資する ICTの利活用の推進 -3 \end{bmatrix}$

③ 外来栄養食事指導

(情報通信機器の活用) の見直し

第1 基本的な考え方

栄養食事指導の効果を高めるため、外来及び在宅における栄養食事指導における継続的なフォローアップについて、情報通信機器を活用して 実施した場合の評価を見直す。

第2 具体的な内容

外来栄養食事指導料における、2回目以降の栄養食事指導について情報通信機器を用いて行う指導を評価する。

北宁安

貝 現 行	改定案
【外来栄養食事指導料】	【外来栄養食事指導料】
イ 初回 260点	イ 初回 260点
口 2回目以降 <u>200点</u>	口 2回目以降
	<u>(1) 対面で行った場合 200点</u>
	(2) 情報通信機器を使用する場合
	<u>180点</u>
[算定要件]	[算定要件]
注 別に厚生労働大臣が定める基準	注 <u>1</u> 別に厚生労働大臣が定める基
を満たす保険医療機関において、	準を満たす保険医療機関におい
入院中の患者以外の患者であっ	て、入院中の患者以外の患者で
て、別に厚生労働大臣が定めるも	あって、別に厚生労働大臣が定
のに対して、医師の指示に基づき	めるものに対して、医師の指示
管理栄養士が具体的な献立等によ	に基づき管理栄養士が具体的な
って指導を行った場合に、初回の	献立等によって指導を行った場
指導を行った月にあっては月2回	合に、初回の指導を行った月に
に限り、その他の月にあっては月	あっては月2回に限り、その他
1回に限り算定する。	の月にあっては月1回に限り算
	定する。
(新設)	<u>2 口の(2)については、医師の指</u>
	示に基づき当該保険医療機関の
	<u>管理栄養士が電話又は情報通信</u>
	機器等によって必要な指導を行
	<u>った場合に、月1回に限り算定</u>
	する。

【Ⅱ-1 かかりつけ機能の評価 -①】

① 地域包括診療加算の見直し

第1 基本的な考え方

外来における継続的かつ全人的な医療の実施を推進する観点から、地域包括診療加算について要件を見直す。

第2 具体的な内容

地域包括診療加算の施設基準における時間外の対応に係る要件について、時間外対応加算3の届出でもよいこととする。

現行

【再診料(地域包括診療加算)】

イ 地域包括診療加算 1 25点ロ 地域包括診療加算 2 18点

[施設基準]

- 1 地域包括診療加算1に関する施 設基準
 - (1)から(9)までの基準を全て満たしていること。
 - (8) 以下のいずれか1つを満していること。

ア 時間外対応加算 1 <u>又は</u> 2 の 届出を行っていること。

改定案

【再診料(地域包括診療加算)】

イ 地域包括診療加算 1 25点ロ 地域包括診療加算 2 18点

[施設基準]

- 1 地域包括診療加算1に関する施 設基準
 - (1)から(9)までの基準を全て満たしていること。
 - (8) 以下のいずれか1つを満していること。
 - ア 時間外対応加算 1 <u>2 又は</u> <u>3</u>の届出を行っていること。

- イ 常勤換算2名以上の医師が 配置されており、うち1名以 上が常勤の医師であること。
- ウ 在宅療養支援診療所であること。
- イ 常勤換算2名以上の医師が 配置されており、うち1名以 上が常勤の医師であること。
- ウ 在宅療養支援診療所であること。

【Ⅱ-1 かかりつけ機能の評価 -③】

③ 外来患者への重複投薬解消に対する取組の評価

第1 基本的な考え方

複数の医療機関を受診する患者の重複投薬の解消を推進する観点から、薬局において患者の服薬情報を一元的に把握し、重複投薬の有無の確認等を行った上で、処方医に重複投薬等の解消に係る提案を行う取組について新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

服用薬剤調整支援料について、6種類以上の内服薬が処方されている 患者からの求めに基づき、患者が服用中の薬剤について、重複投薬等の 状況を含めた一元的把握を行い、処方医に重複投薬の解消に係る提案を 行った場合の評価を新設する。

(新) 服用薬剤調整支援料2 100点(3月に1回まで)

「算定要件」

複数の保険医療機関より6種類以上の内服薬(特に規定するものを除く。)が処方されていたものについて、患者若しくはその家族等の求めに応じて、当該患者の服用中の薬剤について一元的把握を行った結果、重複投薬等が確認された場合であって、処方医に対して、当該重複投薬の状況が記載された文書を用いてその解消等に係る提案を行ったときは、3月に1回に限り所定点数を算定する。

【Ⅱ-2 患者にとって必要な情報提供や相談支援の推進 -①】

① 機能強化加算の見直し

第1 基本的な考え方

かかりつけ医機能の普及を図る観点から、地域においてかかりつけ医機能を担う医療機関において、当該機能の更なる周知等の在り方について、機能強化加算の掲示等の情報提供に係る要件を見直す。

第2 具体的な内容

- 地域におけるかかりつけ医機能として院内に掲示する事項として、 以下を追加する。
 - 必要に応じて、専門医、専門医療機関に紹介すること。
 - ・ 医療機能情報提供制度を利用して、かかりつけ医機能を有する医療機関が検索できること。
- 2. また、院内に掲示する事項と同様の内容について、患者へ提供する。
 - 当該掲示内容を書面にしたものを、患者が持ち帰れる形で、医療 機関内の見えやすいところに置いておくこと。
 - 当該掲示内容について、患者の求めがあった場合には、当該掲示 内容を書面にしたものを交付すること。

現行

【初診料(機能強化加算)】

注12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関(許可病床数が200床未満の病院又は診療所に限る。)において初診を行った場合は、機能強化加算として、80点を所定点数に加算する。

[施設基準]

(2) 地域において包括的な診療を担 う医療機関であることについて、 当該保険医療機関の見やすい場所 に掲示していること。

改定案

【初診料(機能強化加算)】

注12 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関(許可病床数が200床未満の病院又は診療所に限る。)において初診を行った場合は、機能強化加算として、80点を所定点数に加算する。

[施設基準]

(2) 地域において包括的な診療を担う医療機関であることについて、 当該保険医療機関の見やすい場所 に掲示<u>するなどの取組を行って</u>い ること。 (3) 地域におけるかかりつけ医機能として、健康診断の結果等の健康管理に係る相談、保健・福祉サービスに関する相談及び夜間・休日の問い合わせへの対応を行っている医療機関であることを、当該医療機関の見やすい場所に掲示していること。

(新設)

(3) 地域におけるかかりつけ医機能として、健康診断の結果等の健康管理に係る相談、保健・福祉サービスに関する相談、夜間・休日の問い合わせへの対応及び必要に応じた専門医又は専門医療機関への紹介を行っている医療機関の見やすい場所に掲示していること。

また、医療機能情報提供制度を 利用してかかりつけ医機能を有す る医療機関が検索可能であること を、当該医療機関の見やすい場所 に掲示していること。

(4) 地域におけるかかりつけ医機能として、健康診断の結果等の健康管理に係る相談、保健・福祉サービスに関する相談及び夜間・休日の問い合わせへの対応を行っている医療機関であることについて記載した書面を、医療機関内の見やすい場所に置き、必要に応じて患者が持ち帰れるようにすること。また、患者の求めがあった場合には、当該書面を交付すること。

【Ⅱ-2 患者にとって必要な情報提供や相談支援の推進 -②】

② 診療情報の提供に対する評価の新設

第1 基本的な考え方

かかりつけ医機能及び医療機関間の連携を推進する観点から、紹介先の他の医療機関から紹介元のかかりつけ医機能を有する医療機関へ情報 提供を行った場合について新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

かかりつけ医機能を有する医療機関等から紹介された患者に対して継続的な診療を行っている場合に、紹介元のかかりつけ医機能を有する医療機関等からの求めに応じて、診療情報の提供を行った場合の評価を新設する。

(新) 診療情報提供料(Ⅲ) 150点

「対象患者〕

- (1)地域包括診療加算、地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、在 宅時医学総合管理料(在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院 に限る。)若しくは施設入居時等医学総合管理料(在宅療養支援診 療所又は在宅療養支援病院に限る。)を届け出ている医療機関から 紹介された患者
- (2) 妊娠している者であって、産科若しくは産婦人科を標榜している 医療機関から紹介された患者
- (3) 別の保険医療機関から地域包括診療加算、地域包括診療料、小児かかりつけ診療料、在宅時医学総合管理料(在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に限る。)若しくは施設入居時等医学総合管理料(在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院に限る。)を届け出ている医療機関に紹介された患者

[算定要件]

(1) 別の保険医療機関から紹介された患者について、当該患者を紹介 した別の保険医療機関からの求めに応じ、患者の同意を得て、診 療状況を示す文書を提供した場合(初診料を算定する日を除く。 ただし、当該医療機関に次回受診する日の予約を行った場合はこ の限りではない。)に、提供する保険医療機関ごとに患者1人につ

- き3月に1回に限り算定する。
- (2) 妊娠している者であって、産科若しくは産婦人科を標榜している 医療機関から紹介された患者について、診療に基づき、頻回の情 報提供の必要性を認め、患者の同意を得て、当該患者を紹介した 別の保険医療機関に情報提供を行った場合は、月1回に限り算定 する。

[施設基準]

- (1) 当該保険医療機関の敷地内において喫煙が禁止されていること。
- (2) 算定要件の(2) については、当該保険医療機関内に妊娠している者の診療を行うにつき十分な経験を有する常勤の医師が配置されていることが望ましいこと。

【Ⅱ-3 地域との連携を含む多職種連携の取組の強化 -⑦】

⑦ 多職種チームによる 摂食嚥下リハビリテーションの評価

第1 基本的な考え方

摂食嚥下障害を有する患者に対する多職種チームによる効果的な介入が推進されるよう、摂食機能療法の経口摂取回復促進加算について要件及び評価を見直す。

第2 具体的な内容

摂食機能療法の経口摂取回復促進加算について、多職種チームによる 介入を評価できるよう、要件及び評価を見直すとともに名称の変更を行 う。

現 行	改定案
【 <u>経口摂取回復促進</u> 加算(摂食機能	【 <u>摂食嚥下支援</u> 加算(摂食機能療
療法)】	法)】
[算定要件]	[算定要件]
注3 別に厚生労働大臣が定める施	注3 別に厚生労働大臣が定める施
設基準に適合しているものとし	設基準に適合しているものとし
て地方厚生局長等に届け出た保	て地方厚生局長等に届け出た保
険医療機関において、 <u>鼻腔栄養</u>	険医療機関において、 <u>当該保険</u>
<u>を実施している患者又は胃瘻を</u>	医療機関の医師、看護師、言語
<u>造設している患者に対して実施</u>	<u>聴覚士、薬剤師、管理栄養士等</u>
<u>した場合は、治療開始日から起</u>	が共同して、摂食機能又は嚥下
算して6月を限度として、当該	機能の回復のために必要な指導
<u>基準に掲げる区分に従い、次に</u>	管理を行った場合に、摂食嚥下
<u>掲げる点数</u> を所定点数に加算す	支援加算として、週1回に限り
る。	<u>200点</u> を所定点数に加算する。
イ 経口摂取回復促進加算 1	
<u>185点</u>	
口 経口摂取回復促進加算 2	
<u>20点</u>	
(6) 「注3」に掲げる <u>経口摂取回復</u>	(6) 「注3」に掲げる <u>摂食嚥下支援</u>
<u>促進加算1又は2</u> は、別に厚生労	<u>加算</u> は、別に厚生労働大臣が定め
働大臣が定める施設基準に適合し	る施設基準に適合しているものと
ているものとして地方厚生(支)	して地方厚生(支)局長に届出を

局長に届出を行った保険医療機関において、<u>鼻腔栄養を実施している患者(経口摂取回復促進加算1を算定する場合に限る。)又は胃瘻を造設している患者に対して、</u> <u>摂食機能療法を実施した場合に、いずれか一方に限り</u>算定できる。

<u>(7) (略)</u> <u>(新設)</u>

- 行った保険医療機関において、<u>摂</u>食機能療法を算定する患者であって、摂食嚥下に係る専門知識を有した多職種からなるチーム(以下「摂食嚥下支援チーム」という。)の介入によって摂食嚥下機能の回復が見込まれる患者に対して、多職種が共同して必要な指導管理を行った場合に算定できる。(削除)
- (7) 「注3」に掲げる摂食嚥下支援 加算は、ア~ウの要件をいずれも 満たす場合に算定する。
 - ア 当該患者の診療を担う医師、 看護師等と共同の上、摂食嚥下 支援チームにより、内視鏡下嚥 下機能検査又は嚥下造影の結果 に基づいてリハビリテーション 実施計画書を作成し、又はすで に摂食機能療法に係る計画書が 作成されている場合には当該チ ームにより見直しを行い、その 内容を患者に説明の上交付する とともに、その写しを診療録に 添付する。
 - イ 当該患者について、月に1回以上、内視鏡下嚥下機能検査又は嚥下造影を実施し、当該検査結果を踏まえて、リハビリテーション計画等の見直しに係るカンファレンスを週に1回以上行う。当該カンファレンスには、摂食嚥下支援チームの構成員のうち、医師、看護師、言語聴覚土、薬剤師、管理栄養士が参加していること。
 - ウ カンファレンスの結果に基づき、リハビリテーション計画の見直し、嚥下調整食の見直し (嚥下機能の観点から適切と考えられる食事形態に見直すことや量の調整を行うことを含む。)、摂食方法の調整や口腔管理等の見直しを行い、必要に

(8) 「注3」に掲げる<u>経口摂取回復</u> <u>促進加算1又は2</u>を算定する場合 は、当該患者のリハビリテーショ ンの効果や進捗状況<u>を確認し、</u>診 療録に記載すること。

[施設基準]

- (1) 当該保険医療機関内に摂食機能療法を担当する専従の常勤言語聴 党士が1名以上配置されていること。
- (2) 摂食機能療法を行うにつき十分 な体制が整備されていること。
- <u>(3)</u> 摂食機能に係る療養について<u>相</u> <u>当の実績を有</u>していること。
- 1 経口摂取回復促進加算1に関す る施設基準

(略)

2 経口摂取回復促進加算2に関す る施設基準

- 応じて患者又はその家族等への 指導管理を行う。
- (8) 「注3」に掲げる<u>摂食嚥下支援</u>加算を算定する場合は、当該患者のリハビリテーションの効果や進捗状況、内視鏡下嚥下機能検査又は嚥下造影の結果及びカンファレンスの概要を診療録等に記載すること。また、内視鏡下嚥下機能検査又は嚥下造影を実施した日付及びカンファレンスを実施した日付を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

[施設基準]

(削除)

- (1) 摂食嚥下機能の回復のために必要な指導管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (2) 摂食機能に係る療養について<u>の</u> 実績を地方厚生局長等に報告して いること。

(削除)

(削除)

(略)	
(新設)	(1) 当該保険医療機関内に、以下か
	ら構成される摂食嚥下機能の回復
	の支援に係るチーム(以下「摂食
	嚥下支援チーム」という。) が設
	置されていること。ただし、カに
	ついては、歯科医師が摂食嚥下支
	援チームに参加している場合に限
	り必要に応じて参加しているこ
	٤.
	ア 専任の常勤医師又は常勤歯科
	ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー
	者の看護に従事した経験を5年
	以上有する看護師であって、摂
	食嚥下障害看護に係る適切な研
	修を修了した専任の常勤看護師
	 ウ 専任の常勤言語聴覚士
	 エ 専任の常勤薬剤師
	オー専任の常勤管理栄養士
	カ 専任の歯科衛生士
	キ 専任の理学療法士又は作業療
	<u>法士</u>
(新設)	(2) 内視鏡下嚥下機能検査又は嚥下
	造影の検査結果を踏まえて実施す
	<u>る週1回以上のカンファレンスに</u>
	ついては、摂食嚥下支援チームの
	うち、常勤の医師又は歯科医師、
	常勤の看護師、常勤の言語聴覚
	士、常勤の薬剤師、常勤の管理栄
	養士が参加していること。なお、
	<u>歯科衛生士、理学療法士又は作業</u>
	療法士については、必要に応じて
	参加することが望ましい。
(新設)	(3) 摂食嚥下支援加算を算定した患
	者について、入院時及び退院時の
	嚥下機能の評価等について、別添
	●の様式●の●を用いて、地方厚
	生局長等に報告していること。

【Ⅱ-3 地域との連携を含む多職種連携の取組の強化 -⑧】

⑧ 個別栄養食事管理加算の見直し

第1 基本的な考え方

患者の症状や希望に応じたきめ細やかな栄養食事支援を推進する観点から、緩和ケア診療加算について個別栄養食事管理加算の対象患者の要件を見直す。

第2 具体的な内容

個別栄養食事管理加算の算定対象に後天性免疫不全症候群及び末期心不全患者を加える。

現 行

【個別栄養食事管理加算(緩和ケア) 診療加算の注加算)】

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、 悪性腫瘍を有する当該患者に対して、緩和ケアに係る必要な栄養食事管理を行った場合には、個別栄養食事管理加算として、70点を更に所定点数に加算する。

[施設基準]

- イ 緩和ケアを要する<u>悪性腫瘍</u>患者 の個別栄養食事管理を行うにつき 十分な体制が整備されているこ と。
- ロ 当該体制において、<u>悪性腫瘍患者の</u>個別栄養食事管理に係る必要な経験を有する管理栄養士が配置されていること。

改定案

【個別栄養食事管理加算(緩和ケア 診療加算の注加算)】

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、 緩和ケアを要する患者に対して、緩和ケアに係る必要な栄養食事管理を行った場合には、個別栄養食事管理加算として、70点を更に所定点数に加算する。

「施設基準]

- イ 緩和ケアを要する患者の個別栄 養食事管理を行うにつき十分な体 制が整備されていること。
- ロ 当該体制において、<u>緩和ケアを</u> 要する患者に対する個別栄養食事 管理に係る必要な経験を有する管 理栄養士が配置されていること。

【Ⅱ-4 重症化予防の取組の推進 -①】

① 生活習慣病重症化予防推進に係る要件の見直し

第1 基本的な考え方

生活習慣病の重症化予防を推進する観点から、生活習慣病管理料について、眼科等の他の診療科の受診勧奨及び歯科等の他の診療科の受診状況の把握に係る要件を見直す。

第2 具体的な内容

1. 生活習慣病管理料について、糖尿病患者に対して眼科受診勧奨に関する要件を追加する。

現行	改定案
【生活習慣病管理料】	【生活習慣病管理料】
[算定要件]	[算定要件]
(新設)	糖尿病の患者については、患者の
	状態に応じて、年1回程度眼科の医
	師の診察を受けるよう指導を行うこ
	<u>ک</u> 。

2. 生活習慣病管理料の療養計画書の記載項目(様式)に歯科受診の状況に関する記載欄を追加する。

【Ⅱ-4 重症化予防の取組の推進 -⑥】

⑥ 健康増進法の一部を改正する法律の 施行に伴う見直し

第1 基本的な考え方

健康増進法の一部を改正する法律の施行に伴い、医療機関においては、 原則敷地内禁煙が義務づけられていることから、禁煙を求めている施設 基準について要件を見直す。

第2 具体的な内容

1. 屋内禁煙については、各施設基準の要件から削除する。

__________現<u>行</u> 【乳幼児加算・幼児加算】 「算定要件〕

- 注1 乳幼児加算は、<u>別に厚生労働</u> 大臣が定める基準を満たす保険 医療機関に入院している3歳未 満の乳幼児について、所定点数 に加算する。
- 注2 幼児加算は、<u>別に厚生労働大</u> 臣が定める基準を満たす保険医 <u>療機関</u>に入院している3歳以上 6歳未満の幼児について、所定 点数に加算する。

[施設基準]

当該保険医療機関の屋内において 喫煙が禁止されていること

改定案

【乳幼児加算·幼児加算】 [算定要件]

- 注1 乳幼児加算は、<u>保険医療機関</u> に入院している3歳未満の乳幼 児について、所定点数に加算す る。
- 注2 幼児加算は、<u>保険医療機関</u>に 入院している3歳以上6歳未満 の幼児について、所定点数に加 算する。

[施設基準] (削除)

総合入院体制加算2及び3、超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算、小児療養環境特別加算、がん拠点病院加算、ハイリスク妊娠管理加算、ハイリスク分娩管理加算、呼吸ケアチーム加算、悪性腫瘍特異物質治療管理料、小児特定疾患カウンセリング料、小児科療養指導料、

外来栄養食事指導料、入院栄養食事指導料、集団栄養食事指導料、喘息治療管理料、小児悪性腫瘍患者指導管理料、糖尿病合併症管理料、乳腺炎重症化予防ケア・指導料、乳幼児育児栄養指導料、生活習慣病管理料、ハイリスク妊産婦共同管理料(I)及び(II)、がん治療連携計画策定料、がん治療連携指導料についても同様

⑧ 妊婦加算の扱い

第1 基本的な考え方

妊産婦に対する診療の課題について、産婦人科以外の診療科と産婦人 科の主治医の連携を強化しつつ、妊産婦への診療体制の改善には引き続 き取り組むとともに、妊婦加算の扱いを見直す。

第2 具体的な内容

区分番号AOOOに掲げる初診料の注7(妊婦に対して初診を行った場合に限る。)、注10及び注11、区分番号AOO1に掲げる再診料の注5 (妊婦に対して再診を行った場合に限る。)、注15及び注16並びに区分番号AOO2に掲げる外来診療料の注8 (妊婦に対して再診を行った場合に限る。)、注10及び注11に規定する加算について、削除する。

現行

【初診料】

[算定要件]

保険医療機関が表示する診療 注 7 時間以外の時間、休日又は深夜 において初診を行った場合は、 時間外加算、休日加算又は深夜 加算として、それぞれ85点、250 点又は480点(6歳未満の乳幼児 又は妊婦の場合にあっては、そ れぞれ200点、365点又は695点) を所定点数に加算する。ただ し、専ら夜間における救急医療 の確保のために設けられている 保険医療機関にあっては、夜間 であって別に厚生労働大臣が定 める時間において初診を行った 場合は、230点(6歳未満の乳幼 児又は妊婦の場合にあっては、 345点) を所定点数に加算する。

注10 妊婦に対して初診を行った場合は、妊婦加算として、75点を 所定点数に加算する。ただし、 改定案

【初診料】

[算定要件]

注7 保険医療機関が表示する診療 時間以外の時間、休日又は深夜 において初診を行った場合は、 時間外加算、休日加算又は深夜 加算として、それぞれ85点、250 点又は480点(6歳未満の乳幼児 の場合にあっては、それぞれ200 点、365点又は695点)を所定点 数に加算する。ただし、専ら夜 間における救急医療の確保のた めに設けられている保険医療機 関にあっては、夜間であって別 に厚生労働大臣が定める時間に おいて初診を行った場合は、230 点(6歳未満の乳幼児の場合に あっては、345点)を所定点数に 加算する。

(削除)

注7又は注11に規定する加算を 算定する場合は算定しない。

注11 産科又は産婦人科を標榜する 保険医療機関(注7のただし書 に規定するものを除く。)にあっては、夜間であって別に厚生 労働大臣が定める時間、休日又 は深夜(当該保険医療機関が表示する診療時間内の時間に限 る。)において妊婦に対して初 診を行った場合は、注7の規定 にかかわらず、それぞれ200点、 365点又は695点を所定点数に加 算する。

(削除)

※ 再診料及び外来診療料について も同様。 【Ⅱ-8 医薬品、医療機器、検査等におけるイノベーション等の新たな技術を含む先進的な医療技術の適切な評価と着実な導入 -②】

② 在宅自己導尿における 特殊カテーテル加算の見直し

第1 基本的な考え方

それぞれの患者にとって最適な在宅療養を提供し、質の高い在宅医療 を確保する観点から、在宅自己導尿について、日本排尿機能学会等によ る診療ガイドラインを踏まえ、カテーテルに係る材料加算について評価 を見直す。

第2 具体的な内容

- 1.「在宅自己導尿指導管理料」及び「特殊カテーテル加算」それぞれ で評価されているカテーテルに係る費用について、評価体系を整理し た上でエビデンスを踏まえた適切な評価とする。
- 2. 個々の患者の状態やニーズを踏まえ、受診回数及びカテーテルの使用頻度について、柔軟な算定が可能となるよう要件の見直しを行う。

現行	改定案
【在宅自己導尿指導管理料】	【在宅自己導尿指導管理料】
[算定要件]	[算定要件]
在宅自己導尿指導管理料 1,800	点 在宅自己導尿指導管理料 1,400点
注2 第2款に定めるものを除き、	_ 注2 <u>カテーテルの費用は、第2款</u>
カテーテルの費用は、所定点数	<u>に定める所定点数により算定す</u>
<u>に含まれるものとする。</u>	<u>る。</u>
【特殊カテーテル加算】	【特殊カテーテル加算】
[算定要件]	[算定要件]
(新設)	1 再利用型カテーテル 400点
<u>1</u> 間歇導尿用ディスポーザブルス	」 <u>2</u> 間歇導尿用ディスポーザブルカ
テーテル	テーテル
イ 親水性コーティングを有する	る イ 親水性コーティングを有する
もの 960	<u>点</u> もの
(新設)	(1) 60本以上の場合 1,700点
	(2) 90本以上の場合 1,900点
	(3)120本以上の場合 2,100点
ロ イ以外のもの <u>600</u>	<u>点</u> ロ イ以外のもの <u>1,000点</u>
001	·

- 2 間歇バルーンカテーテル 600点
 - 注 在宅自己導尿を行っている入院中の患者以外の患者に対して、間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル又は間歇バルーンカテーテルを使用した場合に、第1款の所定点数に加算する。

(新設)

(新設)

3 間歇バルーンカテーテル

1,000点

- 注 在宅自己導尿を行っている入院中の患者以外の患者に対して、<u>再利用型カテーテル、</u>間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル又は間歇バルーンカテーテルを使用した場合に、<u>3月に3回に限り、</u>第1款の所定点数に加算する。
- (4) 「2 間歇導尿用ディスポーザブルカテーテル」の「イ 親水性コーティングを有するもの」は、排尿障害が長期間かつ不可逆的に持続し、代替となる排尿方法が存在せず、適切な消毒操作が困難な場において導尿が必要となる場合等、当該カテーテルを使用する医学的な妥当性が認められる場合に使用することとし、原則として次のいずれかに該当する患者に使用した場合に算定する。なお、診療報酬明細書の摘要欄にアからエまでのいずれかの要件を満たす医学的根拠を記載すること。
 - ア 脊髄障害
 - イ 二分脊椎
 - <u>ウ</u> 他の中枢神経を原因とする神 経因性膀胱

<u>エ</u> その他

(5) 「2 間歇導尿用ディスポーザ ブルカテーテル」の「イ 親水性 コーティングを有するもの」は、 1月あたり60本以上使用した場合 (他のカテーテルを合わせて用い た場合を含む。)に算定すること とし、これに満たない場合は「ロ イ以外のもの」の所定点数を算定 する。

【Ⅱ-11 医療におけるICTの利活用 -①】

① 情報通信機器を用いた診療に係る要件の見直し

第1 基本的な考え方

情報通信機器を用いて行う診療について、対面診療と組み合わせた活用を適切に推進する観点から、実施方法や対象疾患に係る要件等を見直す。

第2 具体的な内容

1. オンライン診療料の実施要件について、事前の対面診療の期間を 6 月から 3 月に見直す。また、緊急時の対応について、患者が速やかに 受診可能な医療機関で対面診療を行えるよう、予め患者に受診可能な 医療機関を説明した上で、診療計画に記載しておくこととする。

オンライン診療料の対象疾患について、定期的に通院が必要な慢性 頭痛患者を追加する。

現行

【オンライン診療料】

「算定要件」

(3) オンライン診療料が算定可能な 患者は、区分番号「B000」特 定疾患療養管理料、「B001」 の「5」小児科療養指導料、「B 001」の「6」てんかん指導 料、「BOO1」の「7」難病外 来指導管理料、「B001」の 「27」糖尿病透析予防指導管理 料、「B001-2-9」地域包 括診療料、「B001-2-1 O」認知症地域包括診療料、「B 001-3」生活習慣病管理料、 「COO2」在宅時医学総合管理 料又は「IO16」精神科在宅患 者支援管理料(以下「オンライン 診療料対象管理料等」という。) の算定対象となる患者で、オンラ イン診療料対象管理料等を初めて 算定した月から6月以上経過し、

改定案

【オンライン診療料】

「算定要件」

(3) オンライン診療料が算定可能な 患者は、別に厚生労働大臣が定め る患者で、オンライン診療料対象 管理料等を初めて算定した月又は 慢性頭痛に対する対面診療を初め て行った月から3月以上経過し、 かつ直近3月の間、オンライン診察を行う医師と同一の医師により、毎月対面診療を行っている患 は、毎月対面診療を行っている患 は、カンライン診療料の算定がある 場合は、この限りではない。 かつ<u>当該管理料等を初めて算定した月から6</u>月の間、オンライン診察を行う医師と同一の医師により、毎月対面診療を行っている患者に限る。ただし、オンライン診療料対象管理料等を初めて算定した月から6月以上経過している場合は、直近12月以内に6回以上、同一医師と対面診療を行っていればよい。

(4) 患者の同意を得た上で、対面に よる診療とオンライン診察を組み 合わせた診療計画(対面による診 療の間隔は3月以内のものに限 る。)を作成する。また、当該計 画の中には、患者の急変時におけ る対応等も記載する。

(新設)

(新設)

[施設基準]

(1) オンライン診療料の施設基準 ロ 当該保険医療機関において、 緊急時の対応を行うにつき必要 な体制が整備されていること。 (新設)

- (4) 患者の同意を得た上で、対面による診療とオンライン診察を組み合わせた診療計画(対面による診療の間隔は3月以内のものに限る。)を作成した上で実施すること。また、患者の急変時等の緊急時には、患者が速やかに受診できる医療機関において対面診療を行えるよう、事前に受診可能な医療機関を患者に説明した上で、当該計画の中に記載しておくこと。
- (14) 別に厚生労働大臣が定める患者 のうち、慢性頭痛患者について は、事前の対面診療、CT又はM RI及び血液学的検査等の必要な 検査を行った上で一次性頭痛であ ると診断されており、病状や治療 内容が安定しているが、痛みによ り日常生活に支障を来すため定期 的な通院が必要なものに限るこ と。
- (15) 別に厚生労働大臣が定める患者 のうち、慢性頭痛患者に対して診療を行う医師は、慢性頭痛のオン ライン診療に係る適切な研修を修 了した医師に限ること。

[施設基準]

- (1) オンライン診療料の施設基準 (削除)
 - ニ <u>当該保険医療機関内に慢性頭</u> 痛のオンライン診療に係る研修

(2) 注1に規定する厚生労働大臣が 定めるもの

次の<u>イ</u>から<u>ヌ</u>までのいずれかを算定している患者であって、これらの所定点数を算定すべき医学管理を最初に行った月から<u>六</u>月を経過しているもの。

(新設)

(新設)

- を受けた医師が1名以上配置されていること((2)のハに規定する患者に対してオンライン診療を行う場合に限る。)。
- (2) 注1に規定する厚生労働大臣が 定めるもの

次のいずれかに該当する患者

- <u>イ</u> 次の①から⑩までのいずれか を算定している患者であって、 これらの所定点数を算定すべき 医学管理を最初に行った月から 三月を経過しているもの。
- 口 区分番号C101に掲げる在 宅自己注射指導管理料を算定し ている患者であって、糖尿病、 肝疾患(経過が慢性のものに限 る)又は慢性ウイルス肝炎に対 する注射薬を使用しているもの のうち、当該管理料を初めて算 定した月から三月以上経過して いるもの。
- ハ 事前の対面診療、CT又はM RI及び血液学的検査等の必要 な検査で一次性頭痛と診断され ている慢性頭痛患者のうち、当 該疾患に対する対面診療を初め て行った月から三月以上経過し ているもの。
- 2. オンライン医学管理料について、医学管理等の通則から、個別の医学管理料における情報通信機器を用いて行った場合の評価に見直す。

現行	改定案
【オンライン医学管理料】	【オンライン診医学管理料】
[算定要件]	[算定要件]
別に厚生労働大臣が定める施設基	_(削除)_
準に適合しているものとして地方厚	
生局長等に届け出た保険医療機関に	
おいて、別に厚生労働大臣が定める	
患者であって入院中の患者以外のも	
の(初診の患者を除く。)に対し	
て、区分番号B000に掲げる特定	
疾患療養管理料、区分番号B001	

の5に掲げる小児科療養指導料、区 分番号B001の6に掲げるてんか ん指導料、区分番号BOO1の7に 掲げる難病外来指導管理料、区分番 号B001の27に掲げる糖尿病透析 予防指導管理料、区分番号B001 -2-9に掲げる地域包括診療料、 区分番号B001-2-10に掲げる 認知症地域包括診療料又は区分番号 BOO1-3に掲げる生活習慣病管 理料(以下この通則において「特定 管理料等」という。)を算定すべき 医学管理を継続的に行い、当該医学 管理と情報通信機器を用いた診察を 組み合わせた治療計画を策定し、当 該計画に基づき、療養上必要な管理 を行った場合は、前回受診月の翌月 から今回受診月の前月までの期間が 2月以内の場合に限り、オンライン 医学管理料として、100点に当該期間 の月数を乗じて得た点数を月1回に 限り算定する。ただし、オンライン 医学管理料は、今回受診月に特定管 理料等の所定点数と併せて算定する こととし、オンライン医学管理料に 係る療養上必要な管理を行った月に おいて、特定管理料等を算定する場 合は、オンライン医学管理料は算定 できない。

[施設基準]

(1) オンライン医学管理料の施設基準

オンライン診療料に係る届出を行った保険医療機関であること。

- (2) 厚生労働大臣が定める患者 次のイからチまでを算定してい る患者であって、これらの所定点 数を算定すべき医学管理を最初に 行った月から六月を経過している もの。
 - <u>イ 区分番号B000に掲げる特</u> <u>定疾患療養管理料</u>
 - ロ 区分番号B001の5に掲げ

[施設基準] (削除)

(削除)

る小児科療養指導料

- ハ 区分番号B001の6に掲げるてんかん指導料
- <u>二 区分番号B001の7に掲げ</u> る難病外来指導管理料
- ホ 区分番号B001の27に掲げ る糖尿病透析予防指導管理料
- へ 区分番号B001-2-9に掲げる地域包括診療料
- ト 区分番号B001-2-10に 掲げる認知症地域包括診療料
- チ 区分番号B001-3に掲げ る生活習慣病管理料

【特定疾患療養管理料】

[算定要件]

(新設)

(新設)

(新設)

[施設基準] (新設)

【特定疾患療養管理料】 「算定要件]

- 注5 別に厚生労働大臣が定める施 設基準に適合しているものとし て地方厚生局長等に届け出た保 険医療機関において、オンライ ン診療時に特定疾患療養管理料 を算定すべき医学管理を行った 場合は、注1の規定にかかわら ず、所定点数に代えて、特定疾 患療養管理料(情報通信機器を 用いた場合)として、月1回に 限り100点を算定する。
- (12)「注5」に規定する点数は、対 面診療とオンライン診療を組み合 わせた診療計画を作成し、当該計 画に基づいてオンライン診療によ る計画的な療養上の医学管理を行 うことを評価したものであり、オ ンライン診療を行った月に、オン ライン診療料と併せて、月1回に 限り算定する。
- (13) 「注5」に規定する点数が算定 可能な患者は、特定疾患療養管理 料を初めて算定した月から3月以 上経過しているものに限る。

「施設基準]

一の三 特定疾患療養管理料(情報

<u>通信機器を用いた場合)の施設基</u> 準

オンライン診療料に係る届出を行った保険医療機関であること。

※ B001の5に掲げる小児科療養指導料、B001の6に掲げるてんかん指導料、B001の7に掲げる難病外来指導管理料、B001の27に掲げる糖尿病透析予防指導管理料、B001-2-9に掲げる地域包括診療料、B001-2-10に掲げる認知症地域包括診療料、B001-3に掲げる生活習慣病管理料及びC101の在宅自己注射指導管理料についても同様。

【Ⅱ-11 医療におけるICTの利活用 -2】

② 情報通信機器を用いた診療のより柔軟な活用

第1 基本的な考え方

へき地、医療資源が少ない地域や在宅医療において、情報通信機器を 用いて行う診療がより柔軟に活用できるよう、実施方法に係る要件を見 直す。

第2 具体的な内容

1. へき地、医療資源が少ない地域に属する保険医療機関において、やむを得ない事情により、二次医療圏内の他の保険医療機関の医師が初診からオンライン診療を行う場合について、オンライン診療料が算定可能となるよう見直す。

	_
現行	改定案
【オンライン診療料】	【オンライン診療料】
[算定要件]	[算定要件]
(新設)	注3 無医地区、準無医地区又は医
	療資源が少ない地域に属する保
	険医療機関において、やむを得
	ない事情により、二次医療圏内
	の他の保険医療機関の医師が初
	場合については、注1及び注2
	 の規定にかかわらず、オンライ
	ン診療料を算定できる。
(新設)	(14)「注3」に規定するやむを得な
	い事情とは、無医地区、準無医地
	区又は医療資源が少ない地域に属
	する保険医療機関において、医師
	<u>の</u> 急病時等であって、代診を立て
	られないこと等により患者の診療
	<u>継続が困難となる場合をいう。こ</u>
	の場合において、患者から同意を
	得て、二次医療圏内の他の保険医
	療機関にあらかじめ診療情報の提
	供を行い、情報提供を受けた保険
	医療機関の医師が初診からオンラ

	イン診療を行う場合は、注1及び
	<u>注2の規定にかかわらず、オンラ</u>
	イン診療料を算定できる。なお、
	当該報酬の請求については、診療
	情報の提供を行った保険医療機関
	で行うものとし、当該報酬の分配
	は相互の合議に委ねる。また、情
	報提供を受けてオンライン診療を
	行うことができる保険医療機関
	<u>は、オンライン診療料の施設基準</u>
	に係る届出を行っている保険医療
	機関に限る。
(新設)	(15)「注3」に規定する診療に係る
NIT BOX	事前の診療情報の提供について、
	BOO9診療情報提供料(I)は
	<u>別に算定できない。</u>

2. へき地若しくは医療資源が少ない地域に属する保険医療機関又はへき地医療拠点病院において、他の保険医療機関の医師が継続的な対面診療を行っている場合は、当該他の保険医療機関内でオンライン診療を行うことができるよう要件を見直す。

現行	改定案
【オンライン診療料】	【オンライン診療料】
[算定要件]	[算定要件]
(8) オンライン診察は、当該保険医	(8) オンライン診察は、当該保険医
療機関内において行う。	療機関内において行う。 <u>ただし、</u>
	無医地区、準無医地区若しくは医
	<u>療資源が少ない地域に属する保険</u>
	医療機関又はへき地医療拠点病院
	<u>において、他の保険医療機関の医</u>
	<u>師が継続的な対面診療を行ってい</u>
	る場合は、当該他の保険医療機関
	内でオンライン診療を行ってもよ
	い。なお、この場合の診療報酬の
	請求については、無医地区、準無
	医地区若しくは医療資源が少ない
	地域に属する保険医療機関又はへ
	<u>き地医療拠点病院において行うこ</u>
	<u>と。</u>

3. オンライン在宅管理料及び精神科オンライン在宅管理料について、 事前の対面診療の期間を6月から3月に見直すとともに、連続する3 月の算定に係る要件を見直す。

オンライン在宅管理料について、月2回以上の訪問診療を行った場合についても算定可能となるよう見直す。また、複数の医師がチームで診療を行う場合について、事前の対面診療に係る要件を見直す。

現行

【オンライン在宅管理料】

- 注12 1のイの(3)若しくは口の
 - (3)、2のハ又は3のハの場合で あって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関においる患が定める患ができる。情報通信機器を用いる場合に、計算をできる。ただのようできる。ただし、連続する3月は算定できる。ただし、連続する3月は算定できない。
- (27) 在宅時医学総合管理料の「注 12」に規定するオンライン在宅管 理料を算定する場合には、以下の 要件を満たすこと。
 - ア オンライン在宅管理料は、 で、対象の原則のもとで、 をを担いした。 をおいるは、 をおいるは、 をで、は、 をを作れ、 ををがいる。 をで、は、 をで、まで、 をで、まで、 をでいる。 とのいる。 をでいる。 をでいる。 とのいる。 をでいる。 とのいる。 をでいる。 とのいる。 とのい。 とのいる。 とのいる。 とのいる。 とのい。 とのいる。 とのい。 とのいる。 とのい。 とのい。 とのいる。 とのい。 との。 とのい。 との

改定案

【オンライン在宅管理料】 「算定要件]

- 注12 1から3までにおいて、別に 厚生労働大臣が定める施設基準 に適合しているものとし保険地 厚生局長等に届け出た保険働 機関において、別に厚生労働 機関においる患者に対して、 臣が定める患者に対して、訪問 通信機器を用いた診察(訪問 通信機器を用いた診察(訪問) による医学管理を行っている場 合に、オンライン在宅管理料と して100点を所定点数に加えて算 定できる。
- (27) 在宅時医学総合管理料の「注 12」に規定するオンライン在宅管 理料を算定する場合には、以下の 要件を満たすこと。

- 他の傷病に対する診察は、対面 診療で行うことが原則であり、 オンライン在宅管理料は算定で きない。
- イ オンライン診察は、アの計画 に基づき、訪問診療とオンライ ン診察を組み合わせた医学管理 のもとで実施されるものであ り、連続する3月の間に対面診 療が1度も行われない場合は、 算定することはできない。
- ウ オンライン在宅管理料が算定 可能な患者は、在宅時医学総合 管理料の算定対象となる患者で あって、当該管理料を初めて算 定した月から6月以上経過し、 かつ当該管理料を初めて算定し た月から6月の間、オンライン 診察を行う医師と同一の医師に より、毎月訪問診療を行ってい るものに限る。ただし、在宅時 医学総合管理料を初めて算定し た月から6月以上経過している 場合は、直近12月以内に当該管 理料を6回以上、同一の医師に よる対面診療において算定して いればよい。
- カ オンライン診察による計画的 な療養上の医学管理を行う医師 は、在宅時医学総合管理料を算 定する際に診療を行う医師と同 一のものに限る。

- かない他の傷病に対する診察 は、対面診療で行うことが原則 であり、オンライン在宅管理料 は算定できない。
- イ オンライン診察は、アの計画 に基づき、訪問診療とオンライ ン診察を組み合わせた医学管理 のもとで実施すること。
- ウ オンライン在宅管理料が算定 可能な患者は、在宅時医学総合 管理料の算定対象となる患者で あって、当該管理料を初めて算 定した月から3月以上経過し、 かつ直近3月の間、オンライン 診察を行う医師と同一の医師に より、毎月訪問診療を行ってい るものに限る。

[施設基準]

[施設基準]

- (2) 厚生労働大臣が定める患者 在宅時医学総合管理料を算定し ている患者であって、当該管理料 の所定点数を算定すべき医学管理 を最初に行った月から<u>六</u>月を経過 しているもの。
- (2) 厚生労働大臣が定める患者 在宅時医学総合管理料を算定し ている患者であって、当該管理料 の所定点数を算定すべき医学管理 を最初に行った月から三月を経過 しているもの。
- ※ 精神科オンライン在宅管理料に ついても同様。

【Ⅱ-11 医療におけるICTの利活用 -3】

③ かかりつけ医と連携した遠隔医療の評価

第1 基本的な考え方

希少性の高い疾患等、専門性の観点から近隣の医療機関では診断が困難な疾患に対して、かかりつけ医のもとで、事前の十分な情報共有の上で遠隔地の医師が情報通信機器を用いた診療を行う場合について新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

(新) 遠隔連携診療料 500点

「算定要件」

- (1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たす保険医療機関において、対面による診療を行っている患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、診断を目的として、別に厚生労働大臣が定める基準を満たす他の保険医療機関の医師と情報通信機器を用いて連携して診療を行った場合に、当該診断を行うまでの間、3月に1回に限り算定する。
- (2) 当該診療報酬の請求については、対面による診療を行っている保 険医療機関が行うものとし、当該診療報酬の分配は相互の合議に 委ねる。

「施設基準〕

- (1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準 厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療に係る指針に沿っ て診療を行う体制を有する保険医療機関であること。
- (2) 別に厚生労働大臣が定める患者
 - イ てんかん (外傷性を含む) の疑いがある患者
 - ロ 指定難病の疑いがある患者
- (3) 別に厚生労働大臣が定める施設基準(他の保険医療機関)
 - イ 厚生労働省の定める情報通信機器を用いた診療に係る指針に 沿って診療を行う体制を有する保険医療機関であること。
 - ロ てんかん診療拠点病院又は難病医療拠点病院であること。

【Ⅱ-11 医療におけるICTの利活用 -④】

④ 情報通信機器を用いた遠隔モニタリングの評価

第1 基本的な考え方

情報通信機器を用いて行う遠隔モニタリングについて、有効性・安全性に係るエビデンス等を踏まえ、実施方法に係る要件を見直す。

第2 具体的な内容

在宅酸素療法指導管理料の遠隔モニタリング加算について、モニタリングを行う項目の一部を見直す。

在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の遠隔モニタリング加算について、 モニタリングを行った上で、療養上必要な指導を行った場合又は患者の 状態等を踏まえた医学的判断について診療録に記載した場合に算定でき るよう見直す。

また、これらの加算における緊急時の対応に係る施設基準を見直す。

現行

【在宅酸素療法指導管理料】 [算定要件]

- (9) 遠隔モニタリング加算は、以下 の全てを実施する場合に算定す る。
 - 「その他の場合」の対象で、 かつ、日本呼吸器学会「COP D (慢性閉塞性肺疾患)診断と 治療のためのガイドライン」の COPDの病期分類でⅢ期以上 の状態となる入院中の患者以外 の患者について、前回受診月の 翌月から今回受診月の前月まで の期間、情報通信機器を活用し て、血圧、脈拍、酸素飽和度等 の状態について定期的にモニタ リングを行ったうえで適切な指 導・管理を行い、状況に応じ、 療養上必要な指導を行った場合 に、2月を限度として来院時に 算定することができる。

[施設基準]

(2) 緊急時の対応を行うにつき必要

改定案

【在宅酸素療養指導管理料】 [算定要件]

- (9) 遠隔モニタリング加算は、以下 の全てを実施する場合に算定す る。
 - 「その他の場合」の対象で、 かつ、日本呼吸器学会「COP D (慢性閉塞性肺疾患) 診断と 治療のためのガイドライン」の COPDの病期分類でⅢ期以上 の状態となる入院中の患者以外 の患者について、前回受診月の 翌月から今回受診月の前月まで の期間、情報通信機器を活用し て、脈拍、酸素飽和度、機器の 使用時間及び酸素流量等の状態 について定期的にモニタリング を行ったうえで、状況に応じ、 療養上必要な指導を行った場合 に、2月を限度として来院時に 算定することができる。

[施設基準]

(削除)

な体制が整備されていること。

【在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 料】

[算定要件]

- (6) 遠隔モニタリング加算は、以下 の全てを実施する場合に算定す る。

[施設基準]

(2) 緊急時の対応を行うにつき必要な体制が整備されていること。

【在宅持続陽圧呼吸療養指導管理 料】

[算定要件]

- (6) 遠隔モニタリング加算は、以下 の全てを実施する場合に算定す る。
 - ア 在宅持続陽圧呼吸療法指導管 理料2の対象で、かつ、持続陽 圧呼吸療法 (CPAP) を実施 している入院中の患者以外の患 者について、前回受診月の翌月 から今回受診月の前月までの期 間、使用時間等の着用状況、無 呼吸低呼吸指数等がモニタリン グ可能な情報通信機器を活用し て、定期的なモニタリングを行 った上で、状況に応じ、療養上 必要な指導を行った場合又は患 者の状態等を踏まえた判断の内 容について診療録に記載した場 合に、2月を限度として来院時 に算定することができる。

[施設基準] (削除)

【Ⅱ-11 医療におけるICTの利活用 -⑤】

⑤ 情報通信機器を用いた服薬指導の評価

第1 基本的な考え方

医薬品医療機器等法が改正され、情報通信機器を用いた服薬指導(オンライン服薬指導)が対面による服薬指導の例外として認められることなどを踏まえ、診療報酬上の評価を新設する。

第2 具体的な内容

- 1. 外来患者に対する情報通信機器を用いた服薬指導について、薬剤服用歴管理指導料として評価を新設する。
- (新) <u>薬剤服用歴管理指導料 4 オンライン服薬指導を行った場合</u> 43点(月1回まで)

「対象患者〕

次のいずれにも該当する患者であること。

- (1) 医科点数表の区分番号AOO3オンライン診療料に規定する情報 通信機器を用いた診療の実施に伴い、処方箋が交付された患者
- (2) 原則3月以内に薬剤服用歴管理指導料1又は2を算定した患者

[算定要件]

- (1) 別に厚生労働大臣が定めるものに対して、オンライン服薬指導を 行った場合に、月に1回に限り所定点数を算定する。この場合に おいて、注4から注10までに規定する加算は算定できない。
- (2) オンライン服薬指導により、「区分番号10」の薬剤服用歴管理指 導料に係る業務を実施すること。
- (3) 医薬品医療機器等法施行規則及び関連通知に沿って実施すること。
- (4) オンライン服薬指導は、当該保険薬局内において行うこと。
- (5) 患者の同意を得た上で、対面による服薬指導とオンライン服薬指導を組み合わせた服薬指導計画を作成し、当該計画に基づきオンライン服薬指導を実施すること。
- (6) オンライン服薬指導を行う保険薬剤師は、原則として同一の者であること。ただし、やむを得ない事由により、同一の保険薬剤師が対応できない場合には、同一保険薬局内の他の保険薬剤師(あらかじめ対面による服薬指導を実施したことがある2名までの保

険薬剤師に限る。以下同じ。)の氏名を服薬指導計画に記載し、当該他の保険薬剤師がオンライン服薬指導を行うことについてあらかじめ患者の同意を得ている場合に限り、当該他の保険薬剤師がオンライン服薬指導を行っても差し支えない。

- (7) 患者の薬剤服用歴を経時的に把握するため、原則として、手帳により薬剤服用歴及び服用中の医薬品等について確認すること。また、患者が服用中の医薬品等について、患者を含めた関係者が一元的、継続的に確認できるよう、原則として、服薬指導等の内容を手帳に記載すること。
- (8) 当該服薬指導を行う際の情報通信機器の運用に要する費用及び 医薬品等を患者に配送する際に要する費用は、療養の給付と直接 関係ないサービス等の費用として、社会通念上妥当な額の実費を 別途徴収できる。
- (9) 医薬品を患者に配送する場合は、医薬品受領の確認を行うこと。
- (10) 厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成26年厚生労働 省令第33号)第31条第1号に該当する場合(以下「特区における 離島・へき地の場合」という。)は、次のとおりとする。
 - ア (3)については、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行 規則及び関連通知に沿って実施すること。
 - イ (5)については、服薬指導計画を作成することを要しない。
 - ウ (6)については、他の保険薬剤師が対応しようとする場合には、服薬指導計画以外の文書に当該他の保険薬剤師の氏名を記載し、当該他の保険薬剤師がオンライン服薬指導を行うことについてあらかじめ患者の同意を得ること。

「施設基準〕

- (1)情報通信機器を用いた服薬指導を行うにつき十分な体制が整備されていること。
- (2) 当該保険薬局において、1月当たりの次に掲げるものの算定回数 の合計に占める薬剤服用歴管理指導料の4及び在宅患者オンライン服薬指導料の算定回数の割合が1割以下であること。
 - ① 区分番号10に掲げる薬剤服用歴管理指導料
 - ② 区分番号 1 5 に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導料(在宅患者オンライン服薬指導料を含む。)
- 2. 在宅患者に対するオンライン服薬指導の評価を新設する。
- (新) <u>在宅患者訪問薬剤管理指導料 在宅患者オンライン服薬指導料</u> 57点(月1回まで)

[対象患者]

次のいずれにも該当する患者であること。

- (1) 医科点数表の区分番号COO2に掲げる在宅時医学総合管理料に 規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が交付された患者
- (2) 保険薬局において区分番号15に掲げる在宅患者訪問薬剤管理指導 料を月1回のみ算定している患者

「算定要件」

- (1) 別に厚生労働大臣が定めるものに対して、オンライン服薬指導 (訪問薬剤管理指導と同日に行う場合を除く。)を行った場合に、 注1の規定にかかわらず、在宅患者オンライン服薬指導料として 57点を算定する。この場合において、保険薬剤師1人につき、週 10回に限り算定できる。
- (2) 在宅患者訪問薬剤管理指導料と在宅患者オンライン服薬指導料を合わせて保険薬剤師1人につき週40回に限り算定できる。
- (3) オンライン服薬指導により、「区分番号10」の薬剤服用歴管理指導料に係る業務を実施すること。
- (4) 医薬品医療機器等法施行規則及び関連通知に沿って実施すること。
- (5) オンライン服薬指導は、当該保険薬局内において行うこと。
- (6) 患者の同意を得た上で、対面による服薬指導とオンライン服薬指導を組み合わせた服薬指導計画を作成し、当該計画に基づきオンライン服薬指導を実施すること。
- (7) オンライン服薬指導を行う保険薬剤師は、原則として同一の者であること。ただし、やむを得ない事由により、同一の保険薬剤師が対応できない場合には、同一保険薬局内の他の保険薬剤師(あらかじめ対面による服薬指導を実施したことがある2名までの保険薬剤師に限る。以下同じ。)の氏名を服薬指導計画に記載し、当該他の保険薬剤師がオンライン服薬指導を行うことについてあらかじめ患者の同意を得ている場合に限り、当該他の保険薬剤師がオンライン服薬指導を行っても差し支えない。
- (8) 訪問診療を行った医師に対して、在宅患者オンライン服薬指導の 結果について必要な情報提供を文書で行うこと。
- (9) 患者の薬剤服用歴を経時的に把握するため、原則として、手帳により薬剤服用歴及び服用中の医薬品等について確認すること。また、患者が服用中の医薬品等について、患者を含めた関係者が一元的、継続的に確認できるよう、原則として、服薬指導等の内容が手帳に記載されるようにすること。
- (10) 当該服薬指導を行う際の情報通信機器の運用に要する費用及び医

薬品等を患者に配送する際に要する費用は、療養の給付と直接関係ないサービス等の費用として、社会通念上妥当な額の実費を別途徴収できる。

(11) 医薬品を患者に配送する場合は、医薬品受領の確認を行うこと。

[施設基準]

(1)薬剤服用歴管理指導料の4に係る届出を行った保険薬局であること。

【Ⅱ-11 医療におけるICTの利活用 -⑧】

⑧ ニコチン依存症管理料の見直し

第1 基本的な考え方

ニコチン依存症管理料について、加熱式たばこの喫煙者を対象とする とともに、対面診療と情報通信機器を用いた診療を組み合わせた診療を 評価する。併せて、一連の治療についての評価を新設する。

第2 具体的な内容

- 1. ニコチン依存症管理料について、2回目から4回目に情報通信機器を用いた診療に係る評価を新設する。
- 2. 初回から5回目までの一連のニコチン依存症治療に係る評価を新設する。
- 3. ニコチン依存症管理料について、加熱式たばこの喫煙者も対象となるよう要件の見直しを行う。

現行	改定案	
【ニコチン依存症管理料】	【ニコチン依存症管理料】	
(新設)	1 ニコチン依存症管理料 1	
1 初回 230点	<u>イ 初回 230点</u>	
2 2回目から4回目まで 184点	ロ 2回目から4回目まで	
	<u>(1)対面で診察を行った場合</u>	
	<u>184点</u>	
	(2) 情報通信機器を用いて診察	
	<u>を行った場合 155点</u>	
3 5回目 180点	ハ 5回目 180点	
(新設)	2 ニコチン依存症管理料2(一連	
	<u>につき) 800点</u>	
[算定要件]	[算定要件]	
注1 別に厚生労働大臣が定める施	注1 別に厚生労働大臣が定める施	
設基準に適合しているものとし	設基準に適合しているものとし	
て地方厚生局長等に届け出た保	て地方厚生局長等に届け出た保	
険医療機関において、禁煙を希	険医療機関において、禁煙を希	
望する患者であって、スクリー	望する患者であって、スクリー	
ニングテスト(TDS)等によ	ニングテスト(TDS)等によ	
りニコチン依存症であると診断	りニコチン依存症であると診断	
されたものに対し、治療の必要	されたものに対し、治療の必要	

(新設)

(1) ニコチン依存症管理料は、入院中の患者以外の患者に対し、「禁煙治療のための標準手順書」(日本循環器学会、日本肺癌学会、日本癌学会及び日本呼吸器学会の承認を得たものに限る。)に沿って、初回の当該管理料を算定した日から起算して12週間にわたり計ち回の禁煙治療を行った場合に算定する。

(新設)

(新設)

(新設)

- 注3 1の口の(2)を算定する場合 は、区分番号AOO1に掲げる 再診料、区分番号AOO2に掲 げる外来診療料、区分番号AO O3に掲げるオンライン診療 料、区分番号COO1に掲げる 往診料、区分番号COO1に掲 げる在宅患者訪問診療料(I)又 は区分番号COO1-2に掲げ る在宅患者訪問診療料(II)は別 に算定できない。
- (5) 情報通信機器を用いて診察を行 う医師は、初回に診察を行う医師 と同一のものに限る。
- (6) 情報通信機器を用いて診察を行 う際には、厚生労働省の定める情 報通信機器を用いた診療に係る指 針に沿って診療を行う。
- (7) 情報通信機器を用いた診察は、 当該保険医療機関内において行

(新設)	う <u>。</u> (8) 情報通信機器を用いた診察時
	に、投薬の必要性を認めた場合
	は、区分番号「F100」処方料
	又は区分番号「F400」処方箋
	料を別に算定できる。
(新設)	(9) 情報通信機器を用いて診察を行
	う際には、予約に基づく診察によ
	<u>る特別の料金の徴収を行うことは</u>
	<u>できない。</u>
(新設)	(10)情報通信機器を用いた診察を行
	う際の情報通信機器の運用に要す
	<u>る費用については、療養の給付と</u>
	直接関係ないサービス等の費用と
	<u>して別途徴収できる。</u>
<u>(新設)</u>	(11)ニコチン依存症管理料2を算定
	する場合は、患者の同意を文書に
	より得た上で初回の指導時に、診
	療計画書を作成し、患者に説明
	<u>し、交付するとともに、その写し</u>
	を診療録に添付すること。
(新設)	(12)ニコチン依存症管理料2を算定
	した患者について、2回目以降の
	指導予定日に受診しなかった場合
	は、当該患者に対して電話等によ
	って、受診を指示すること。ま
	た、受診を中断する場合には、受
	<u>診を中断する理由を聴取し、診療</u>
/ ±c=n\	<u>録等に記載すること。</u> (13)ニコチン依存症管理料2を算定
(新設)	<u>(13) ーコテン依存症官垤科2を昇足</u> する場合においても、2回目から
	4回目の指導について、情報通信
	機器を用いて実施することができ
	る。なお、その場合の留意事項
	は、(5)から(10)まで及び(12)に示
	すものと同様である。
	7 3 5 C 1 1 1/1 C 3 3 0 0
(新設)	 [ニコチン依存症管理料 1 の口の(2)
	の施設基準]
	情報通信機器を用いた診療を行う
	につき十分な体制が整備されている
	こと。

【Ⅲ-2 外来医療の機能分化 -①】

① 外来医療の機能分化の推進

第1 基本的な考え方

外来医療の機能分化を推進する観点から、紹介状なしで受診した患者から定額負担を徴収する責務がある医療機関及び紹介率や逆紹介率の低い病院に対する初診料等減算について、対象となる医療機関の範囲の要件を見直す。

第2 具体的な内容

- 1. 紹介状なしで一定規模以上の病院を受診した際の定額負担の見直し について
 - (1)紹介状なしで受診した患者から定額負担を徴収する責務がある 医療機関の対象範囲(特定機能病院及び許可病床400床以上の地 域医療支援病院)について、特定機能病院及び地域医療支援病院 (一般病床200床未満を除く。)へ拡大する。
 - (2) 定額負担を徴収しなかった場合の事由について、報告を求める。
 - (3) 自治体による条例制定が必要な公的医療機関については、条例を制定するまでの期間を考慮し、6か月間の経過措置を設ける。

現行

【保険医療機関及び保険医療養担当規 則】

【一部負担金等の受領】

第5条

3 保険医療機関のうち、医療法(昭 和二項に規律第二百五療支援の 和二項に規定に基づき許可を受受 若しくは届出をし、又は承認を受受 方病床(第一条第二項において 「許可病床」という。)の数が四百 以上であるものに限る。)及び特別の 第四条の二第一のに規定する 第四条の二第一のは、法療関 能病院であるる保険医療連携のの がであるものは、法機関 に現定する がのは、法機関のの がのは、 に対して、 がのであるものは、 の機能の分して、 の機能のかとする。

改定案

【保険医療機関及び保険医療養担当規 則】

【一部負担金等の受領】

第5条

2. 紹介率や逆紹介率の低い病院を紹介なしで受診した患者に対する 初・再診料減算に係る医療機関の対象範囲(特定機能病院及び許可病 床400床以上の地域医療支援病院)について、1と同様に、特定機能 病院及び地域医療支援病院(一般病床200床未満を除く。)へ拡大する。

現行

【初診料】

[算定要件]

注2 病院である保険医療機関(特定 機能病院(医療法(昭和23年法律 第205号) 第4条の2第1項に規 定する特定機能病院をいう。以下 この表において同じ。)及び許可 病床(同法の規定に基づき許可を 受け、若しくは届出をし、又は承 認を受けた病床をいう。以下この 表において同じ。) の数が 400以 上である地域医療支援病院(同法 第4条第1項に規定する地域医療 支援病院をいう。以下この表にお いて同じ。)に限る。)であっ て、初診の患者に占める他の病院 又は診療所等からの文書による紹 介があるものの割合等が低いもの において、別に厚生労働大臣が定 める患者に対して初診を行った場 合には、注1の規定にかかわら ず、214点を算定する。

改定案

【初診料】

[算定要件]

注 2 病院である保険医療機関(特定 機能病院(医療法(昭和23年法律 第205号) 第4条の2第1項に規 定する特定機能病院をいう。以下 この表において同じ。) 及び地域 医療支援病院(同法第4条第1項 に規定する地域医療支援病院をい う。以下この表において同じ。) (同法第7条第2項第5号に規定 する一般病床(以下「一般病床」 という。)に係るものの数が200 未満の病院を除く。)に限る。) であって、初診の患者に占める他 の病院又は診療所等からの文書に よる紹介があるものの割合等が低 いものにおいて、別に厚生労働大 臣が定める患者に対して初診を行 った場合には、注1の規定にかか わらず、214点を算定する。

※ 外来診療料についても同様。

「経過措置〕

令和2年9月30日までの経過措置を設ける。

【Ⅲ-2 外来医療の機能分化 -⑦】

⑦ 外来緩和ケア管理料の見直し

第1 基本的な考え方

進行した心不全の患者に対する緩和ケアを評価する観点から、外来緩和ケア管理料について、対象となる患者等の要件を見直す。

第2 具体的な内容

- 1. 算定対象患者として、末期心不全及び後天性免疫不全症候群の患者 を追加する。
- 2. 末期心不全の患者を対象とする場合の施設基準について、緩和ケア チームの身体症状の緩和を担当する医師の要件の一部を以下のとおり 見直す。
 - ・ 求める経験について、「悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症候群の患者を対象とした症状緩和治療」に代えて「末期心不全の患者を対象とした症状緩和治療」の経験でもよいこととする。
 - 受講を求める研修について、「緩和ケア研修会」「緩和ケアの基本 教育のための都道府県指導者研修会」に代えて「日本心不全学会に より開催される基本的心不全緩和ケアトレーニングコース」の受講 でもよいこととする。

現行	改定案
【外来緩和ケア管理料】 外来緩和ケア管理料 <u>290点</u>	【外来緩和ケア管理料】 外来緩和ケア管理料 290 <u>点</u>

[算定要件]

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設 基準に適合しているものとして地 方厚生局長等に届け出た保険医療 機関において、緩和ケアを要する 入院中の患者以外の患者(が存する) 疼痛の症状緩和を目的として麻 が投与されている患者に限る。 に対して、当該保険医療機関の保 に対して、当該保険医療機関の保 で療養上必要な指導を行った場合 に、月1回に限り算定する。

[算定要件]

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設 基準に適合しているものとして地 方厚生局長等に届け出た保険医療 機関において、緩和ケアを要する 入院中の患者以外の患者(症状の 和を目的として麻薬が投与されている患者に限る。)に対して 該保険医療機関の保険医、看護 師、薬剤師等が共同して療養上必 要な指導を行った場合に、月1回 に限り算定する。 (1) 外来緩和ケア管理料については、 医師ががん性疼痛の症状緩和を目的 として麻薬を投与している入院中の 患者以外のがん患者のうち、疼痛、 倦怠感、呼吸困難等の身体的症状を は不安、抑うつなどの精神症状を持 つ者に対して、当該患者の同意に対して、 ざき、外来において、症状緩和に係 るチーム(以下「緩和ケアチーム」 という。)による診療が行われた場 合に算定する。

(新設)

(2) 緩和ケアチームは、身体症状及び 精神症状の緩和を提供することが必 要である。緩和ケアチームの医師は 緩和ケアに関する研修を修了した上 で診療に当たること。

- (2) 末期心不全の患者とは、以下のア からウまでの基準及びエからカまで のいずれかの基準に該当するものを いう。
 - <u>ア 心不全に対して適切な治療が実</u> 施されていること。
 - イ 器質的な心機能障害により、適切な治療にかかわらず、慢性的にNYHA重症度分類Ⅳ度の症状に該当し、頻回又は持続的に点滴薬物療法を必要とする状態であること。
 - ウ 過去1年以内に心不全による急変時の入院が2回以上あること。 なお、「急変時の入院」とは、患者の病状の急変等による入院を指し、予定された入院は除く。
 - <u>エ 左室駆出率が20%以下であるこ</u> <u>と。</u>
 - オ 医学的に終末期であると判断される状態であること。
 - カ エ又はオに掲げる状態に準ずる 場合であること。
- (3) 緩和ケアチームは、身体症状及び 精神症状の緩和を提供することが必 要である。緩和ケアチームの医師は 緩和ケアに関する研修を修了した上 で診療に当たること。ただし、後天 性免疫不全症候群の患者を診療する 際には当該研修を修了していなくて も本管理料は算定できる。

[施設基準]

[施設基準]

- (1) 当該保険医療機関内に、以下の4 名から構成される緩和ケアに係るチ ーム(以下「緩和ケアチーム」とい う。)が設置されていること。
 - ア 身体症状の緩和を担当する専任 の常勤医師
 - イ 精神症状の緩和を担当する専任 の常勤医師
 - ウ 緩和ケアの経験を有する専任の 常勤看護師
 - エ 緩和ケアの経験を有する専任の 薬剤師

なお、アからエまでのうちいずれか1人は専従であること。ただし、 当該緩和ケアチームが診療する患者 数が1日に15人以内である場合は、 いずれも専任で差し支えない。

また、注4に規定する点数を算定する場合は、以下から構成される緩和ケアチームにより、緩和ケアに係る専門的な診療が行われていること。

- <u>ア</u> 身体症状の緩和を担当する常勤 医師
- <u>イ</u> 精神症状の緩和を担当する医師
- ウ 緩和ケアの経験を有する看護師 エ 緩和ケアの経験を有する薬剤師
- (2) 緩和ケアチームの構成員は、緩和 ケア診療加算に係る緩和ケアチーム の構成員と兼任であって差し支えな

L10

また、<u>悪性腫瘍患者に係る</u>緩和ケアの特性に鑑みて、専従の医師にあっても、緩和ケア診療加算を算定すべき診療及び外来緩和ケア管理料を算定すべき診療に影響のない範囲においては、専門的な緩和ケアに関する外来診療を行って差し支えない。

(ただし、専門的な緩和ケアに関する外来診療に携わる時間は、所定労働時間の2分の1以下であること。)

(3) (1)のアに掲げる医師は、悪性腫 瘍患者を対象とした症状緩和治療を

- (1) 当該保険医療機関内に、以下の4 名から構成される緩和ケアに係るチーム(以下「緩和ケアチーム」という。)が設置されていること。
 - ア 身体症状の緩和を担当する専任 の常勤医師
 - イ 精神症状の緩和を担当する専任 の常勤医師
 - ウ 緩和ケアの経験を有する専任の 常勤看護師
 - エ 緩和ケアの経験を有する専任の 薬剤師

なお、アからエまでのうちいずれか1人は専従であること。ただし、 当該緩和ケアチームが診療する患者 数が1日に15人以内である場合は、 いずれも専任で差し支えない。

また、注4に規定する点数を算定する場合は、以下から構成される緩和ケアチームにより、緩和ケアに係る専門的な診療が行われていること。

- <u>オ</u> 身体症状の緩和を担当する常勤 医師
- <u>カ</u> 精神症状の緩和を担当する医師 キ 緩和ケアの経験を有する看護師
- ク 緩和ケアの経験を有する薬剤師
- (2) 緩和ケアチームの構成員は、緩和 ケア診療加算に係る緩和ケアチーム の構成員と兼任であって差し支えな い。

また、緩和ケアの特性に鑑みて、 専従の医師にあっても、緩和ケア診 療加算を算定すべき診療及び外来緩 和ケア管理料を算定すべき診療に影 響のない範囲においては、専門的な 緩和ケアに関する外来診療を行って 差し支えない。(ただし、専門的な 緩和ケアに関する外来診療に携わる 時間は、所定労働時間の2分の1以 下であること。)

(3) (1) のア<u>又はオ</u>に掲げる医師は、 悪性腫瘍患者又は後天性免疫不全症 主たる業務とした3年以上の経験を 有する者であること。

(5) (1) のア及びイに掲げる医師は、 以下の<u>いずれか</u>ア又はイの研修を修 了している者であること。

- ア がん等の診療に携わる医師等に 対する緩和ケア研修会の開催指針 に準拠した緩和ケア研修会
- イ 緩和ケアの基本教育のための都 道府県指導者研修会(国立研究開 発法人国立がん研究センター主 催)等

(新設)

- 候群の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する者であること。なお、末期心不全の患者を対象とする場合には、末期心不全の患者を対象とした症状緩和治療を主たる業務とした3年以上の経験を有する者であっても差し支えない。
- (5) (1) のア及びイに掲げる医師<u>のうち、悪性腫瘍の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合に</u>は、以下のア又はイ<u>のいずれか</u>の研修を修了している者であること。また、<u>末期心不全の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には、ア、イ又はウのいずれかの研修を修了している者であること。なお、後天性免疫不全症候群の患者に対して緩和ケアに係る診療を行う場合には下記研修を修了していなくてもよい。</u>
 - ア がん等の診療に携わる医師等に 対する緩和ケア研修会の開催指針 に準拠した緩和ケア研修会
 - イ 緩和ケアの基本教育のための都 道府県指導者研修会(国立研究開 発法人国立がん研究センター主 催)等
 - ウ 日本心不全学会により開催され る基本的心不全緩和ケアトレーニ ングコース

【Ⅲ-3 質の高い在宅医療・訪問看護の確保 -①】

① 複数の医療機関による訪問診療の明確化

第1 基本的な考え方

地域における質の高い在宅医療の提供を推進する観点から、複数の医療機関が連携して行う訪問診療について、当該医療機関間において情報 共有の取組を行った場合に、依頼先の医療機関が6か月以上訪問診療を 実施できるよう要件を見直す。

第2 具体的な内容

在宅患者訪問診療料(I) 2について、主治医が診療状況を把握した上で、診療の求めをした場合には、6月を超えても引き続き当該診療料を算定できるよう、要件を明確化する。

現行

【在宅患者訪問診療料 (I) 2】 「算定要件]

(7) 「2」は、当該患者の同意を得主法、当該患者の同意を得主。 で、計画的な医学管理のもと、行療とこのでは、当時間診療を行うではの保険を受けて、当該他の保対ののでは、当該を受けて、対が診療を受けて、対がおして、対があった場合のできる。が新たいに、は、当さいできる。ながあった場合にあると同からのできる。は、当さいできる。

改定案

【在宅患者訪問診療料 (I) 2】 [算定要件]

(7) 「2」は、当該患者の同意を得 て、計画的な医学管理のもと、主治 医として定期的に訪問診療を行って いる保険医が属する他の保険医療機 関の求めを受けて、当該他の保険医 療機関が診療を求めた傷病に対し訪 問診療を行った場合に、求めがあっ た日を含む月から6月を限度として 算定できる。ただし、当該他の保険 医療機関の求めに応じ、既に訪問診 療を行った患者と同一の患者につい て、当該他の保険医療機関との間で 必要に応じて情報共有し、主治医で ある保険医がその診療状況を把握し た上で、医学的に必要と判断し、以 下に該当する診療の求めが新たにあ った場合には、6月を超えて算定で <u>きる。また、この場合</u>において、診 療報酬明細書の摘要欄に、継続的な 訪問診療の必要性について記載する こと。

- ア その診療科の医師でなければ困 難な診療
- イ 既に診療した傷病やその関連疾 患とは明らかに異なる傷病に対す る診療
- ア その診療科の医師でなければ困 難な診療
- イ 既に診療した傷病やその関連疾 患とは明らかに異なる傷病に対す る診療

【Ⅲ-3 質の高い在宅医療・訪問看護の確保 -2】

② 在宅療養支援病院における診療体制の整備

第1 基本的な考え方

地域における質の高い在宅医療の提供を推進する観点から、在宅療養支援病院について、24時間往診が可能な体制の整備に係る要件を明確化するとともに、医療資源の少ない地域においては、許可病床数280床未満の医療機関についても、在宅療養支援病院として届出可能となるよう見直す。

第2 具体的な内容

1. 医療資源の少ない地域においては、許可病床数280床未満の医療機関についても、在宅療養支援病院として届出可能とする。

現 行	改定案
-----	-----

【在宅療養支援病院】

[施設基準]

次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 次のいずれの基準にも該当するものであること。
 - イ 保険医療機関である病院であって、許可病床数が二百床(基本診療料の施設基準等別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては二百四十床)未満のもの又は当該病院を中心とした半径四キロメートル以内に診療所が存在しないものであること。
- (2) 他の保険医療機関(診療所又は許可病床数が二百床(基本診療料の施設基準等の別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては二百四十床)未満の病院に限る。)と地域における在宅療養の支援に係る連携体制を構築している病院であって、次のいずれの基準にも該当するものであること。
 - イ 保険医療機関である病院であっ

【在宅療養支援病院】

[施設基準]

次のいずれかに該当するものである こと。

- (1) 次のいずれの基準にも該当するものであること。
 - イ 保険医療機関である病院であって、許可病床数が二百床(基本診療料の施設基準等別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては二百八十床)未満のもの又は当該病院を中心とした半径四キロメートル以内に診療所が存在しないものであること。
- (2) 他の保険医療機関(診療所又は許可病床数が二百床(基本診療料の施設基準等の別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては二百八十床)未満の病院に限る。)と地域における在宅療養の支援に係る連携体制を構築している病院であって、次のいずれの基準にも該当するものであること。
 - イ 保険医療機関である病院であっ

- て、許可病床数が二百床(基本診療料の施設基準等別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては二百四十床)未満のものであること。
- (3) 次のいずれの基準にも該当するも のであること。
 - イ 保険医療機関である病院であって、許可病床数が二百床(基本診療料の施設基準等別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては二百四十床)未満のもの又は当該病院を中心とした半径四キロメートル以内に診療所が存在しないものであること。
- て、許可病床数が二百床(基本診療料の施設基準等別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては二百八十床)未満のものであること。
- (3) 次のいずれの基準にも該当するものであること。
 - イ 保険医療機関である病院であって、許可病床数が二百床(基本診療料の施設基準等別表第六の二に掲げる地域に所在する保険医療機関にあっては<u>二百八十</u>床)未満のもの又は当該病院を中心とした半径四キロメートル以内に診療所が存在しないものであること。
- 2. 在宅療養支援病院について、往診を担当する医師については、緊急時の連絡体制及び24時間往診できる体制を確保していれば、当該病院内に待機していなくてもよい旨を明確化する。

	巩	1.
【在宅療養支	援病防	ŧ

[施設基準]

第14の2 在宅療養支援病院

- 1 在宅療養支援病院の施設基準 (1)
 - オ 往診を担当する医師は 当該保険医療機関の当直 体制を担う医師とは別の ものであること。

改定案

【在宅療養支援病院】

[施設基準]

第14の2 在宅療養支援病院

- 在宅療養支援病院の施設基準
 (1)
 - オ 往診を担当する医師は 当該保険医療機関の当直 体制を担う医師とは別の ものであること。なお、 往診を担当する医師につ いては、緊急時の連絡体 制及び24時間往診できる 体制を確保していれば、 必ずしも当該保険医療機 関内に待機していなくて も良いものとする。
- ※ (2)、(3)についても(1)と同様の取り扱いとする。

【Ⅲ-3 質の高い在宅医療・訪問看護の確保 -⑨】

⑨ 訪問看護における特定保険医療材料の見直し

第1 基本的な考え方

医療的ニーズの高い在宅療養者への質の高い訪問看護の提供を推進するため、訪問看護において用いる可能性のある医療材料について評価を 見直す。

第2 具体的な内容

訪問看護において用いる可能性のある医療材料を、特定保険医療材料として算定可能な材料に追加する。

(新)	011	膀胱瘻用カテーテル	3, 790円
	012	交換用胃瘻カテーテル	
		<u>(1)胃留置型</u>	
		<u>① バンパー型</u>	
		<u>ア ガイドワイヤーあり</u>	21,700円
		<u>イ ガイドワイヤーなし</u>	16,500円
		② バルーン型	7, 480円
		_(2)小腸留置型	
		① バンパー型	26, 500円
		② 一般型	15,800円
	013	局所陰圧閉鎖処置用材料	1 ㎝当たり20円
	014	陰圧創傷治療用カートリッジ	19,800円

【Ⅲ-3 質の高い在宅医療・訪問看護の確保 -⑱】

⑧ 栄養サポートチーム等連携加算の見直し

第1 基本的な考え方

多職種連携を推進する観点から、小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料において栄養サポートチーム等連携加算を設定する。

第2 具体的な内容

小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料に栄養サポートチーム等連携加算を新設する。

現行	改定案
【小児在宅患者訪問口腔リハビリテー	【小児在宅患者訪問口腔リハビリテー
ション指導管理料】 450点	ション指導管理料】 450点
(新設)	注6 当該保険医療機関の歯科医師
\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	が、他の保険医療機関等において
	療養を行っている患者に対して、
	当該患者の入院している他の保険
	医療機関等の栄養サポートチーム
	又は食事観察等の構成員として診
	療を行い、その結果を踏まえて注
	1に規定する口腔機能評価に基づ
	く管理を行った場合は、小児栄養
	サポートチーム等連携加算1とし
	て、80点を所定点数に加算する。
(新設)	注7 当該保険医療機関の歯科医師
	 が、児童福祉法第42 条に規定す
	る障害児入所施設等に入所してい
	る患者に対して、当該患者の入所
	している施設で行われる食事観察
	等に参加し、その結果を踏まえて
	注1に規定する口腔機能評価に基
	<u> </u>
	づく管理を行った場合は、小児栄
	養サポートチーム等連携加算2と
	して、80点を所定点数に加算す
	<u>る。</u>

【 $\Pi-4$ 地域包括ケアシステムの推進のための取組の評価 -7】

⑦ 栄養情報の提供に対する評価の新設

第1 基本的な考え方

入院医療機関と在宅担当医療機関等との切れ目ない栄養連携を図る観点から、退院後も栄養管理に留意が必要な患者について、入院中の栄養管理等に関する情報を在宅担当医療機関等に提供した場合に新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

入院栄養食事指導料を算定している患者について、退院後の栄養・食事管理について指導するとともに在宅担当医療機関等の医師又は管理栄養士に対して、栄養管理に関する情報を文書により提供を行った場合の評価として栄養情報提供加算を新設する。

(新) 栄養情報提供加算 50点

「算定要件」

別に厚生労働大臣が定めるものに対して、栄養指導に加え退院後の 栄養・食事管理について指導し、入院中の栄養管理に関する情報を示 す文書を用いて患者に説明するとともに、これを他の保険医療機関又 は介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しく は介護医療院等の医師又は管理栄養士に対して提供した場合に、入院 中1回に限り、栄養情報提供加算として50点を所定点数に加算する。

【 $\Pi-4$ 地域包括ケアシステムの推進のための取組の評価 -8】

現 行

⑧ 栄養食事指導の見直し

第1 基本的な考え方

外来・在宅患者に対する栄養食事指導を推進する観点から、他の医療機関等と連携した栄養食事指導について、診療所が他の医療機関等と連携した場合の取扱いを含め要件を見直す。

第2 具体的な内容

診療所における外来栄養食事指導料及び在宅患者訪問栄養食事指導料について、当該保険医療機関以外(他の保険医療機関又は栄養ケア・ステーション)の管理栄養士が栄養指導を行った場合を評価する。

改定案

【外来栄養食事指導料】	【外来栄養食事指導料】
<u>(新設)</u>	イ 外来栄養食事指導料 1
<u>イ</u> 初回 260点	<u>(1)</u> 初回 260点
<u>口</u> 2回目以降 200点	<u>(2)</u> 2回目以降 200点
<u>(新設)</u>	口 外来栄養食事指導料 2
	(1) 初回 250点
	(2) 2回目以降 190点
[算定要件]	[算定要件]
注 別に厚生労働大臣が定める基準を	注 <u>1</u> <u>イについては、</u> 別に厚生労働大
満たす保険医療機関において、入院	臣が定める基準を満たす保険医療
中の患者以外の患者であって、別に	機関において、入院中の患者以外
厚生労働大臣が定めるものに対し	の患者であって、別に厚生労働大
て、医師の指示に基づき管理栄養士	臣が定めるものに対して、医師の
が具体的な献立等によって指導を行	指示に基づき管理栄養士が具体的
った場合に、初回の指導を行った月	な献立等によって指導を行った場
にあっては月2回に限り、その他の	合に、初回の指導を行った月にあ
月にあっては月1回に限り算定す	っては月2回に限り、その他の月
る。	にあっては月1回に限り算定す
	る。
(新設)	2 口については、別に厚生労働大
	臣が定める基準を満たす保険医療
	機関(診療所に限る。)におい
	て、入院中の患者以外の患者であ
	<u>って、別に厚生労働大臣が定める</u>

【在宅患者訪問栄養食事指導料】

- <u>1</u> 単一建物診療患者が1人の場合 530点
- 2単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合480点31及び2以外の場合(新設)

[算定要件]

(新設)

ものに対して、当該保険医療機関 の医師の指示に基づき当該保険医 療機関以外の管理栄養士が具体的 な献立等によって指導を行った場 合に、初回の指導を行った月にあ っては月2回に限り、その他の月 にあっては月1回に限り算定す る。

【在宅患者訪問栄養食事指導料】

- 1 在宅患者訪問栄養食事指導料 1
 - <u>イ</u> 単一建物診療患者が 1 人の場合 530点
 - <u>ロ</u> 単一建物診療患者が2人以上9 人以下の場合 480点
 - ハ イ及びロ以外の場合 440点
- 2 在宅患者訪問栄養食事指導料2
 - <u>イ 単一建物診療患者が1人の場合</u> 510点
 - 口単一建物診療患者が2人以上9人以下の場合460点ハイ及び口以外の場合420点

[算定要件]

- - 2 2については、在宅で療養を行っており通院が困難な患者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、診療に基づき計画的な医学管理を継続して行い、か

- つ、当該保険医療機関の医師の指示に基づき当該保険医療機関以外の管理栄養士が訪問して具体的な献立等によって栄養管理に係る指導を行った場合に、単一建物診療患者(当該患者が居住する建物に居住する者のうち、当該保険医療機関以外の管理栄養士が訪問し栄養食事指導を行っているものをいう。)の人数に従い、患者1人につき月2回に限り所定点数を算定する。
- <u>2</u> 在宅患者訪問栄養食事指導に要 した交通費は、患家の負担とす る。
- 3 在宅患者訪問栄養食事指導に要 した交通費は、患家の負担とす る。

【Ⅲ-5 医療従事者間・医療機関間の情報共有・連携の推進 -②】

② 電話等による再診時の診療情報提供の評価

第1 基本的な考え方

電話等による再診の際に、救急医療機関の受診を指示し、受診先の医療機関に対して必要な情報提供を行った場合について、診療情報提供料を算定可能となるよう要件を見直す。

第2 具体的な内容

電話等による再診の際に、治療上の必要性から、休日又は夜間における救急医療の確保のために診療を行っていると認められる医療機関の受診を指示した上で、同日に診療情報の提供を行った場合について、診療情報提供料(I)を算定可能とする。

現行	改定案
【電話等による再診】	【電話等による再診】
[算定要件]	[算定要件]
カ 当該再診料を算定する際には、第	カ 当該再診料を算定する際には、第
2章第1部の各区分に規定する医学	2章第1部の各区分に規定する医学
管理等は算定できない。	管理等は算定できない。 <u>ただし、急</u>
	病等で患者又はその看護に当たって
	いる者から連絡を受け、治療上の必
	要性から、休日又は夜間における救
	急医療の確保のために診療を行って
	いると認められる次に掲げる保険医
	療機関の受診を指示した上で、指示
	を行った同日に、受診先の医療機関
	に対して必要な診療情報を文書で提
	供した場合は、B009診療情報提供
	<u>料(I)を算定できる。</u>
	(イ) 地域医療支援病院(医療法第4
	条第1項に規定する地域医療支援
	<u>病院)</u>
	(ロ) 救急病院等を定める省令に基づ
	き認定された救急病院又は救急診
	<u>療所</u>

(ハ) 「救急医療対策の整備事業につ
いて」に規定された病院群輪番制
病院、病院群輪番制に参加してい
る有床診療所又は共同利用型病院

【Ⅳ-1 後発医薬品やバイオ後続品の使用促進 -②】

② 医療機関における後発医薬品の使用促進

第1 基本的な考え方

医療機関における後発医薬品の使用割合の実態等を踏まえ、後発医薬品使用体制加算に係る基準を見直す。

第2 具体的な内容

1. 後発医薬品使用体制加算について、加算4を廃止するとともに、使用数量割合の高い医療機関に対する評価を充実させる。

現行			改定案	
[:	後発医薬品使用体制加算】		【後発医薬品使用体制加算】	
1	後発医薬品使用体制加算 1		1 後発医薬品使用体制加算 1	
	(85%以上)	<u>45点</u>	(85%以上)	<u>47点</u>
2	後発医薬品使用体制加算 2		2 後発医薬品使用体制加算 2	
	(80%以上)	<u>40点</u>	(80%以上)	<u>42点</u>
3	後発医薬品使用体制加算 3		3 後発医薬品使用体制加算3	
	(70%以上)	<u>35点</u>	(70%以上)	<u>37点</u>
4	後発医薬品使用体制加算 4		(削除)_	
_	(60%以上)	22点		

[施設基準]

当該保険医療機関において調剤した 後発医薬品のある先発医薬品及び後発 医薬品について、当該薬剤を合算した 使用薬剤の薬価(薬価基準)別表に規 定する規格単位ごとに数えた数量(占 である後発医薬品の規格単位数量の割合 が、後発医薬品使用体制加算1にあっては80%以上85%未満、 発医薬品使用体制加算3にあったは 70%以上80%未満、後発医薬品使用体 制加算4にあっては60%以上70%未満 であること。

[施設基準]

当該保険医療機関において調剤した 後発医薬品のある先発医薬品及び後発 医薬品について、当該薬剤を合算した 使用薬剤の薬価(薬価基準)別表に規 定する規格単位ごとに数えた数量(以 下「規格単位数量」という。)に占め る後発医薬品の規格単位数量の割合 が、後発医薬品使用体制加算1にあっ ては85%以上、後発医薬品使用体制加 算2にあっては80%以上85%未満、後 発医薬品使用体制加算3にあっては 発医薬品使用体制加算3にあっては 70%以上80%未満であること。 【IV-6 医師・院内薬剤師と薬局薬剤師の協働の取組による医薬品の適正使用の推進 -③】

③ 調剤料等の見直し

第1 基本的な考え方

医療機関での外来時における調剤料等の評価を見直す。

第2 具体的な内容

医療機関における外来患者に対する調剤料、処方箋料の一般名処方加 算及び調剤技術基本料を見直す。

現行	改定案
【調剤料】	【調剤料】
1 入院中の患者以外の患者に対して	1 入院中の患者以外の患者に対して
投薬を行った場合	投薬を行った場合
イ 内服薬、浸煎薬及び屯服薬(1	イ 内服薬、浸煎薬及び屯服薬(1
回の処方に係る調剤につき)	回の処方に係る調剤につき)
9点	11点
ロ 外用薬(1回の処方に係る調剤	ロ 外用薬(1回の処方に係る調剤
につき) 6点	につき) 8点
2 入院中の患者に対して投薬を行っ	2 入院中の患者に対して投薬を行っ
た場合(1日につき) 7点	た場合(1日につき) 7点
【処方箋料】	【処方箋料】
注7 薬剤の一般的名称を記載する処	注7 薬剤の一般的名称を記載する処
方箋を交付した場合は、当該処方箋	方箋を交付した場合は、当該処方箋
の内容に応じ、次に掲げる点数を処	の内容に応じ、次に掲げる点数を処
方箋の交付1回につきそれぞれ所定	方箋の交付1回につきそれぞれ所定
点数に加算する。	点数に加算する。
イ 一般名処方加算 1 6点	イ 一般名処方加算 1 7 点
口 一般名処方加算 2 4 点	口 一般名処方加算 2 5点
【調剤技術基本料】	【調剤技術基本料】
1 入院中の患者に投薬を行った場合	1 入院中の患者に投薬を行った場合
42点	42点
2 その他の患者に投薬を行った場合	2 その他の患者に投薬を行った場合
8点	14点

【Ⅳ-7 医薬品、医療機器、検査等の適正な評価 -③】

③ 超音波検査(胸腹部)の評価の見直し

第1 基本的な考え方

超音波検査のうち胸腹部の断層撮影法について、対象となる臓器や領域により検査の内容が異なることを踏まえ、その実態を把握するため要件を見直す。

第2 具体的な内容

超音波検査のうち胸腹部等の断層撮影法を算定する際、検査を実施した臓器や領域について、診療報酬明細書の摘要欄に記載を求める。

現行	改定案
【超音波検査】	【超音波検査】
2 断層撮影法(心臓超音波検査を除	2 断層撮影法(心臓超音波検査を除
< 。)	< 。)
イ 胸腹部 530点	イ 胸腹部 530点
口 下肢血管 450点	口 下肢血管 450点
ハーその他(頭頸部、四肢、体表、	ハ その他(頭頸部、四肢、体表、
末梢血管等) 350点	末梢血管等) 350点
[算定要件]	[算定要件]
<u>(新設)</u>	<u>(9) 「2」の「イ」を算定する場合</u>
	は、検査をした領域について診療報
	酬明細書の摘要欄に該当項目を記載
	すること。また、力に該当する場合
	は、具体的な臓器又は領域を診療報
	酬明細書の摘要欄に記載すること。 コーツ (4.89.55は (4.89.55)
	アニ消化器領域(肝臓・胆嚢・膵
	臓・脾臓・消化管) ス・緊・淡豆器領域(緊聯・膀胱・
	<u>イ 腎・泌尿器領域(腎臓・膀胱・</u> 尿管・前立腺)
	<u>旅官・前立旅)</u> ウ 女性生殖器領域(卵巣・卵管・
	<u>・クータ性エル品領域(卵業・卵貨・</u> 子宮)
	<u>・ ・ </u>
	<u>オ 胸腔内・腹腔内の貯留物等</u> カ <u>その他</u>

【Ⅳ-7 医薬品、医療機器、検査等の適正な評価 -④】

④ 超音波検査の評価(要件)の見直し

第1 基本的な考え方

超音波検査について、主な所見等を報告書又は診療録に記載するよう 要件を見直す。

第2 具体的な内容

超音波検査について画像を診療録に添付し、かつ、当該検査で得られた所見等を報告書又は診療録へ記載した場合に算定できることとする。

現行	改定案
【超音波検査】	【超音波検査】
[算定要件]	[算定要件]
<u>(新設)</u>	(3) 超音波検査(「3」の「二」の胎
	<u>児心エコー法を除く。)を算定する</u>
	に当たっては、医師が、当該検査で
	得られた主な所見を診療録に記載
	し、画像を診療録に添付すること又
	<u>は医師若しくは臨床検査技師が、報</u>
	告書を作成し、その報告書及び画像
	を診療録に添付すること。

【Ⅳ-7 医薬品、医療機器、検査等の適正な評価 -⑤】

⑤ 超音波検査におけるパルスドプラ加算の 評価の見直し

第1 基本的な考え方

超音波診断装置の高性能化により、超音波検査のパルスドプラ機能が標準的に搭載される機能となっていることを踏まえ、パルスドプラ法加算について評価を見直す。

第2 具体的な内容

超音波検査におけるパルスドプラ法加算の評価を見直す。

現行	改定案
【超音波検査】	【超音波検査】
注2 2について、パルスドプラ法を	注2 2について、パルスドプラ法を
行った場合は、パルスドプラ法加	行った場合は、パルスドプラ法加
算として、 <u>200点</u> を所定点数に加	算として、 <u>150点</u> を所定点数に加
算する。	算する。

【Ⅳ-7 医薬品、医療機器、検査等の適正な評価 -⑥】

⑥ 訪問診療時の超音波検査の新設

第1 基本的な考え方

超音波診断装置の小型化に伴い、訪問診療時に活用されてきているため、その臨床的位置付けや実施の在り方等を踏まえ、訪問診療時の超音波検査について評価を見直す。

第2 具体的な内容

超音波検査を訪問診療時に行った場合400点(1月につき)を新設する。

現行	改定案
【超音波検査】	【超音波検査】
2 断層撮影法(心臓超音波検査を除	2 断層撮影法(心臓超音波検査を除
< 。)	< 。)
<u>(新設)</u>	<u>イ 訪問診療時に行った場合 400点</u>
<u>(新設)</u>	<u>ロ その他の場合</u>
<u>イ</u> 胸腹部 <u>530点</u>	<u>(1)</u> 胸腹部 <u>530点</u>
<u>口</u> 下肢血管 <u>450点</u>	<u>(2)</u> 下肢血管 <u>450点</u>
<u>ハ</u> その他(頭頸部、四肢、体表、	<u>(3)</u> その他(頭頸部、四肢、体
末梢血管等) <u>350点</u>	表、末梢血管等) <u>350点</u>
[算定要件] <u>(新設)</u>	[算定要件] (17)区分番号「COO1」在宅患者訪問診療料(I)又は区分番号「COO1ー2」在宅患者訪問診療料(I)を算定した日と同一日に、患家等で断層撮影法(心臓超音波検査を除く。)を行った場合は、部位にかかわらず、「2」の「イ」を、月1回に限り算定する。

【Ⅳ-7 医薬品、医療機器、検査等の適正な評価 -①】

⑪ 義肢装具の提供に係る評価の見直し

第1 基本的な考え方

義肢装具の採寸法、採型法について、対象とする装具を踏まえ、評価 を見直す。

第2 具体的な内容

現行の採寸法及び採型法について、義肢、練習用仮義足又は仮義手、治療用装具に分類し、対象とする装具を踏まえた項目の見直しを行う。

現行	改定案
【治療装具の採型ギプス】1 義肢装具採型法(1肢につき)200点2 義肢装具採型法(四肢切断の場合)(1肢につき)700点3 体幹硬性装具採型法700点	【 <u>義肢採型法</u> 】 <u>(削除)</u> 1 四肢切断の場合(1肢につき) 700点 <u>(削除)</u> 2 股関節、肩関節離断の場合(1肢 につき) 1,050点
【練習用仮義足又は仮義手】 1 <u>義肢装具採型法(</u> 四肢切断の場合)(1肢につき) 700点 2 <u>義肢装具採型法(</u> 股関節、肩関節離断の場合 <u>)</u> (1肢につき)	【練習用仮義足又は仮義手 <u>採型法</u> 】 1 四肢切断の場合(1肢につき) 700点 2 股関節、肩関節離断の場合(1肢 につき) 1,050点
【 <u>義肢装具採寸法</u> (1肢につき)】 200点	【 <u>治療用装具採寸法</u> (1肢につき)】 200点
【 <u>治療装具採型法(1肢につき)】</u> <u>700点</u>	【治療用装具採型法】700点1 体幹装具700点2 四肢装具(1肢につき)700点3 その他(1肢につき)200点